

江津湖調剤薬局の管理及び運営に関する事項

許可の区分の別	薬 局	開設者	長尾 由紀子
許可番号	第 2 1 5 2 号	許可年月日	令和 4 年 2 月 17 日
有効期間	令和 4 年 2 月 1 7 日 ~ 令和 1 0 年 2 月 1 6 日		
所在地	熊本市東区湖東 3 丁目 3 - 1		
管理薬剤師氏名	前崎 大貴		
勤務する薬剤師（担当業務）	前崎 大貴、坂本 祐太郎、前田 萌、安藤 由季（医療用医薬品および一般用医薬品の管理・調剤・情報提供・販売・相談）		
勤務する登録販売者（担当業務）	宮原 里香（一般用医薬品の情報提供・販売・相談（要指導医薬品及び第 1 類医薬品を除く））		
取り扱う一般用医薬品の区分	要指導医薬品・第 1 類医薬品・指定第 2 類医薬品・第 2 類医薬品・第 3 類医薬品		
当薬局勤務者の区分	薬剤師	白衣：名札に氏名及び「薬剤師」と記載	
	登録販売者	医務衣(ブルー衣)：名札に氏名及び「登録販売者」と記載	
	医療事務	医務衣(ピンク衣)：名札に氏名を記載	
営業時間	9：00 ~ 17：30（月一金）		
	9：00 ~ 11：30（土）		
	休日：日・祝		
	医薬品の購入または譲受けの申し込みを受理する時間は上記営業時間とする		
相談時・緊急時の連絡先	0 9 6 - 2 3 4 - 8 5 5 1（営業時間外は携帯電話：0 9 0 - 3 9 0 4 - 0 2 5 3 に転送）		

◆地域支援体制加算 1 について

当薬局は、調剤基本料 1 を算定する保険薬局で地域医療への貢献に係る十分な実績を有しており、厚生労働大臣の定める地域支援体制加算 1に関する以下の施設基準を満たす保険薬局です。

- 1200 品目以上の医薬品を備蓄しています。
- 平日は 1 日 8 時間以上、土・日曜日のいずれかの曜日には一定時間以上開局し、かつ週 45 時間以上開局しています。
- 24 時間調剤及び在宅業務に対応しています。地方公共団体等に周知を行っています。
- 在宅業務の体制を整備しており、在宅の業務実績があります。また、在宅支援に関わる診療所や病院、訪問看護ステーションとの連携を取れるようにしています。
- 患者様との会話のやりとりが他に聞こえないよう、プライバシーに配慮した構造を有しています。
- 麻薬小売業の免許を取得し、必要な指導を行うことができます。
- 調剤従事者の資質向上を図るため、定期的な研修・学会などで研究発表を行っています。
- インターネットを通じた情報収集（PMDA メディナビ等）と周知を行っております。
- かかりつけ薬剤師に関するサービスをご利用いただけます。
- 当薬局の管理薬剤師は以下の実務経験を満たしております。（薬局勤務年数 5 年以上、週に 32 時間以上の勤務、1 年以上の在籍）
- 一定割合以上の後発品での調剤及び様々な医療機関の処方箋を応需しています。
- 健康被害や薬の効果が得られないことを防止した事例（プレアボイド）の把握・収集と副作用報告に関わる手順書を作成し、報告する体制を整えています。
- 健康相談または健康教室を行っています。一般用医薬品を販売し、必要に応じて医療機関への受診を勧奨しています。
- 医療材料及び衛生材料を供給できる体制を整えています。

◆ かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料

- 患者様が選択した「かかりつけ薬剤師」が、処方医と連携した患者様の服薬状況を一元的かつ継続的に把握し、重複投薬や相互作用の防止、副作用の早期発見、薬の効果の継続的確認を行います。
- その他、かかりつけ薬剤師が、必要に応じて患者様宅を訪問し、飲み忘れ・飲み残し防止のお手伝いや、一般用医薬品の使用方法、健康相談に応じます。
- かかりつけ薬剤師指導料は、1回につき 76点です（詳しくは、当薬局の薬剤師にお尋ねください）。
- かかりつけ薬剤師包括管理料は、1回につき 291点です（詳しくは、当薬局の薬剤師にお尋ねください）。

◆ かかりつけ薬剤師とは

- 保険薬剤師として3年以上の経験があります。
- 当薬局に週32時間以上勤務しています（育児・介護など労働時間短縮の場合は週24時間かつ4日以上）
- 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得しています。
- 医療に関わる地域活動の取り組みに参画しています。

◆ 連携強化加算について

- (1) 当薬局は、他の保険薬局等との連携により非常時における対応につき必要な体制が整備されています。
- (2) (1) の連携に係る体制として、次に掲げる体制が整備されています。
 - ア 災害や新興感染症の発生時等に、医薬品の供給や地域の衛生管理に係る対応を行う体制。
 - イ 都道府県等の行政機関、地域の医療機関若しくは薬局又は関係団体等と適切に連携するため、災害や新興感染症の発生時等における対応に係る地域の協議会又は研修等への参加。
 - ウ 災害や新興感染症の発生時等において対応可能な体制を確保していることについて、ホームページ等で広く周知。
- (3) 災害や新興感染症発生時等に、都道府県等から医薬品の供給等についての協力の要請があった場合には、地域の関係機関と連携し、必要な対応を行います。